

平成 30 年 7 月 6 日

保 護 者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会  
大 阪 市 立 高 倉 中 学 校  
校 長 源 嶋 史 展

## 河川洪水等による避難勧告等の発令があった場合の措置について

標題について、ここ数年の気象状況を鑑み、これまでの暴風警報・特別警報の臨時休業措置に加え、次の内容を追加します。生徒の安全に万全を期すため、臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 午前 7 時の時点で、河川洪水等による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」が都島区内に発令されている場合、都島区内全中学校を臨時休業とします。
- 2 生徒が登校後に、本校の校区域を対象に「避難準備・高齢者等避難開始」が命令された場合、校内にて生徒の安全確保に努めます。  
その後、保護者等に連絡をし、在宅の確認ができれば教職員の引率等を行い下校させます。（在宅確認できない場合は、学校待機。）
- 3 生徒が登校後に、本校の校区域を対象に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合、校内にて生徒の安全確保に努め、待機・避難させます。  
(校舎の 3 階以上に避難をさせます)

### 参考

気象警報等の現在情報・予測情報の確認

・気象庁 H P

[https://www.jma.go.jp/jp/warn/f\\_2710000.html](https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_2710000.html)

・「Yahoo 防災速報」など

・大阪府 「河川防災情報」

<http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html>